

## 入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和6年3月1日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 岩下 幸司

### 1 業務概要

- (1) 業務名 旭川開発建設部管内 事業損失防止調査業務(電子入札対象案件)  
(電子契約対象案件)
- (2) 業務目的  
本業務は、一般国道38号 富良野市 電線共同溝整備事業、一般国道40号 和寒町 和寒歩道整備事業に伴う、周辺の建物及びその他物件への影響を把握し、事業損失防止のための基礎資料とするため、地盤変動影響調査等を行うことを目的とする業務である。
- (3) 業務内容  
本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。
  - ・地盤変動影響調査等
    - ア 現地踏査 一式
    - イ 家屋調査 N=7棟
- (4) 成果物について  
成果物は、特記仕様書のとおりとする。
- (5) 履行期間 契約締結の翌日から令和6年11月15日まで。
- (6) 本業務は、資料の提出及び入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。本案件は、電子入札システムにおいては公募型競争入札方式を利用して実施する。したがって、電子入札システムでの案件検索にあたっては「公募型競争入札方式」を選択するとともに、「参加表明書」は「競争参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)として提出し、また「指名/非指名通知書」は「競争参加資格確認通知書」として取り扱うこと。
- (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

### 2 競争参加資格

競争参加資格確認申請者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における業種区分「補償関係コンサルタント」に係る令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
    - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
      - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
      - (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
      - (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
      - (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
    - b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
    - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
    - d 組合の理事
    - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準じる者
  - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本又は人的関係があると認められる場合。

(4) 「補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）（以下「登録規程」という。）」第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門において登録を受けていること。

(5) 競争参加資格確認申請者は、以下のいずれかの実績を有する者とする。

ア 平成 25 年度以降入札公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）のうち、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した、登録規程第 2 条第 1 項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成 28 年 2 月 1 日国土用第 49 号）（以下「運用通知」という。）記 1 の別紙に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る業務（以下「同種業務」という。）について、北海道内で実績を有すること。ただし、北海道開発局発注業務の業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

イ 平成 26 年度以降入札公告日までに完了した業務のうち、中間貯蔵施設整備事業について環境省が発注した同種業務について、同省の証明を受けた 1 件以上の実績を有すること。

(6) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 令和 3 年度から令和 4 年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点が 60 点未満でないこと。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。

(8) 北海道内に営業拠点（本支店・営業所）を有するものであること。なお、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 配置予定の管理技術者は下記ア、イ及びウのすべての条件を満たす者であること。  
なお、下記イ及びウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象機関に加える事ができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

ア 次のいずれかの資格等を有する者。

(ア) 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門の「補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）」。

(イ) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年 3 月 28 日理事会決定）（以下「実施規程」という。）」第 3 条に掲げる登録部門のうち、事業損失部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

(ウ) 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者。

- (エ) 運用通知記 2 (5)に定める者のうち、「補償業務全般に関する指導監督的実務経験 3 年以上を含む 20 年以上の実務の経験を有する者」。
- (オ) 公益社団法人土地改良測量設計技術協会が認定し、土地改良補償業務管理者等登録名簿に登録された土地改良補償業務管理者。
- イ 平成 25 年度以降入札公告日までに完了した同種業務の実績を有する者。  
同種業務の実績は、担当技術者として従事した業務経験又は発注機関の調査職員（監督職員）として従事した同種業務の経験も実績として認める。ただし、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合は、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。
- ウ 令和 3 年度から令和 4 年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点が 60 点未満でないこと。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号  
北海道開発局旭川開発建設部契約課 上席契約専門官  
電話 0166-32-2908

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 5 月 9 日（木）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。）を除く毎日、9 時 00 分から 18 時 00 分（最終日は入札書受付締切予定時刻である 12 時 00 分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

#### (3) 申請書及び資料の提出期間及び方法

令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 18 日（月）12 時 00 分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和 6 年 3 月 18 日（月）12 時 00 分までに、上記 3 (1)へ、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 6 年 5 月 9 日（木）12 時 00 分。

イ 紙により持参、書留郵便又は託送する場合の提出期限は、令和 6 年 5 月 9 日（木）12 時 00 分。提出先は上記 3 (1)に同じ。

開札は、令和 6 年 5 月 15 日（水）10 時 00 分 北海道開発局旭川開発建設部 3 階第 2 会議室にて行う。

#### 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

ア 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が品質確保基準価格を下回る場合には、特記仕様書に記載する品質確保対策を確認できる書面（別紙 1）の提出を求めるので、提出期限までに提出すること。その上ですべての要件を確認できない場合及び提出期限までに提出しない場合には、北海道開発局競争契約入札心得第 6 条第 11 項の規定により、その入札を無効とする場合がある。

ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。

(7) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和 6 年 5 月 15 日を予定しているが、予算成立が令和 6 年 5 月 16 日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。

(9) 詳細は、入札説明書による。